

令和3年

第11回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年11月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和3年 第11回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第11回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年11月30日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫		9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

### ○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸		6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄		12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学		

3 欠席委員

### ○農業委員

4番 本 間 多佳子  
8番 齋 藤 瑞 穂

### ○推進委員

5番 宮 嶋 市 郎  
11番 細 山 徹 也  
14番 青 木 等  
15番 蕪 木 緑

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について  
 日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用配分計画の決定について  
 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 日程第7 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について  
 日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について  
 日程第10 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について

8 審議の結果は次のとおりである。

- 議長（小嶋） 定刻となりましたので、ただ今より令和3年11月定例総会を開会いたします。  
 只今の出席委員は、17名です。定足数に達しております。  
 本日の欠席委員は、4番 本間 委員、8番 齋藤 委員の2名です。  
 推進委員の欠席は、5番 宮嶋 推進委員、11番 細山 推進委員、14番 青木 推進委員、15番 蕪木 推進委員の4名です。  
 それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。  
 1番 曾我 委員、2番 渡辺 委員、3番 上松 委員を指名したいと思います。但し、これにご異議ありませんか。
- 委員 (「異議なし」の声)
- 議長（小嶋） 異議なしと認め、議事録署名委員を、1番 曾我 委員、2番 渡辺 委員、3番 上松 委員にすることに決定しました。  
 続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。  
 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- 委員 (「異議なし」の声)
- 議長（小嶋） 異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。  
 本日の書記は、齋藤 局長、木村 次長、齋藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。  
 それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。  
 事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。
- 事務局（長谷川） 議案書の1ページをご覧ください。  
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をいたします。  
 今月は90件あります。  
 契約内容別では、農地法第3条の賃貸借権設定の解約が3件、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が4件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が74件、農用地利用集積計画の使用貸借権設定の解約が7件、農地中間管理事業の賃貸借権設定の解約が2件です。

解約事由で主なものでは、勝屋地区の地域集積に関連した解約が1ページの40番ほかで、件数46件、316筆、合計214,612㎡あります。

続きまして、法人が解散することによる解約があります。

32ページの73番ほかで、同一法人で件数6件、合計55,002㎡です。

続きまして、借り人死亡による解約があります。

50ページの109番ほかで、9件です。

61ページ、農地中間管理事業 賃貸借権設定の解約ですが、受付番号116番、下黒瀬字前川原（マエガワラ）、合計2筆で1,803㎡です。解約事由が「転用のため」です。

農地中間管理事業により117番案件も同様です。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきを願います。

続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

議案書62ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、説明します。

受付番号29番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字寄ノ越（ヨリノコシ）、転用面積は14筆で15,318㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が令和2年4月20日、阿農委第501042号、完了年月日が令和3年10月19日です。

場所につきましては、63・64ページの位置図・案内図をご覧ください。水原地区 上江端集落開発センターの北側に位置しております。

65ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲んで表示しております。

66ページには土地利用計画図を掲載しております。

67ページには全体土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。

当該地は24日に現地確認をしてみました。埋め戻しが終わり整地作業も終了していましたが、畦畔は未設置の状態でした。来春の田植え前までには設置し、耕作者に返還される見込みです。

どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。

過去の実績から見て十分信用のある業者であり、特に問題は無いと判断しました。

続きまして、68ページになります。

受付番号31番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、転用面積は6筆で6,295㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が令和2年3月25日、阿農委第501037号、計画変更承認年月日及び承認番号が令和3年11月1日、阿農委第15号、完了年月日は令和3年10月24日です。

場所につきましては、69・70ページ的位置図・案内図をご覧ください。安田地区、国道49号線の阿賀野市役所安田支所入口交差点から砂山集落方向へ300m程に位置しております。

71ページの更正図をご覧ください。申請地を塗りつぶして表示しております。

72ページには土地利用計画図を掲載しております。

当該地は24日に現地確認をしてまいりましたが、埋め戻しが終わり整地作業も終了していましたが、畦畔は未設置の状態でした。換地計画があるため、隣地の砂利採取後に圃場整備されて返還となります。

どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。

過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

続きまして、73ページになります。

受付番号32番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が東町字猪屋敷（イノヤシキ）、転用面積は5筆で3,821㎡のうち1,607.39㎡、転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路です。

許可年月日及び許可番号が令和元年8月1日、阿農委第501015号、完了年月日が令和3年10月31日です。

場所につきましては、74・75ページ的位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 上江端集落にある祥雲寺の北側に位置しております。

76ページは更正図・土地利用計画図を掲載しております。

当該地は24日に現地確認をしてまいりましたが、整地作業も終了し畦畔も設置済みでした。

以上で報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

29番案件について、1番 曾我 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（曾我）

1番 曾我です。

62ページの29番案件ですが、11月24日に委員4名、事務局2名の6名で現地を見てまいりました。

事務局の説明どおり、埋め戻しが完了しております、畦畔は未設置でございますが、来春には設置するとのことで、問題ないと見てまいりました。  
以上です。

議長（小嶋）            ありがとうございます。  
                              続きまして、31番案件について、11番 五十嵐 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員  
（五十嵐）            11番 五十嵐です。  
                              ただ今の事務局の説明どおりであります、70ページの案内図を見ていただきますと、今現在、申請地の上の方は砂利採取の最中でありまして、この部分が完成してから、きちんとした形状になるということです。  
                              それまでは、まったの状況が続くわけであり、完全な完成とは言い切れな  
いようですが、この部分は終わっていました。  
                              今後は、今、採取しているところが終わってから、完全な完成となるわけ  
であります、問題ないと見てまいりました。  
                              以上です。

議長（小嶋）            ありがとうございます。  
                              続きまして、32番案件について、2番 渡辺 委員より、現地確認報告を  
お願いします。

委員（渡辺）            2番 渡辺です。  
                              事務局の説明どおりであり、また、実績のある業者ということで、問題な  
いと見てまいりました。  
                              以上です。

議長（小嶋）            ありがとうございます。  
                              現地確認報告が終わりました。  
                              報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
                              よろしいでしょうか。

委員                      （「なし」の声）

議長（小嶋）            質疑なしと認めます。  
                              ご承知おきを願います。  
                              ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員    交代    斎藤 係長 —

議長（小嶋）            続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農  
用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。  
                              事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局  
（斎藤）            報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画  
の決定について、報告いたします。

令和3年10月31日開催の 定例総会で承認された 農地中間管理権設定の農地等全  
件138筆、1,354,581.33㎡について、報告します。

議案書は 77 ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和3年12月28日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和3年12月29日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出 登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、636番及び637番の移転の譲受人は、新規参入であります。

先に、農業参入審査会を実施しておりますので、見尾田農地部会長から報告があります。

農地部会長  
（見尾田）

6番 見尾田です。それでは報告いたします。

申請者から提出いただいた新規参入に係る営農計画書に基づき、六役と本会事務局長及び阿賀野市農林課農林企画係長で、審査させていただきました。

申請者は、議案書の報告第3号636番案件と637番案件、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の受け人です。

それでは報告します。

申請者である法人は、阿賀野市で新設の農地所有適格法人で、新規参入の為、計画書の提出がありました。

新設法人、XXXXXXXXXXで構成員3名の株式会社であります。

農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の4要件を精査したところ、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件すべて規定を満たすものであり、阿賀野川土地改良区理事長より営農収支に関する事項、地域との調和要件に関する事項、全部効率利用に関する事項、農業常時従事に関する事項すべての項目について、適当である旨の意見が付されております。

審査会は、法人が、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。

以上、報告を終わります。

皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

農業参入審査会報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いします。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —



議長（小嶋）

続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

議案書の225ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転8件、9筆で面積が10,105㎡です。

受付番号22番、上福岡字彦作（ヒコサク）、地目は台帳・現況がともに畑、地積198㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で150,000円の売買です。

受付番号23番、山寺字川向（カワムカイ）、地目は台帳・現況がともに田、地積868㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で390,000円の売買です。

受付番号24番、七浦字家ノ下（イエノシタ）、地目は台帳・現況がともに田、地積144㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号25番、堀越字諏訪（スワ）、地目は台帳が畑・現況が田、地積505㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号26番、川前字宮浦（ミヤウラ）、地目は台帳・現況がともに田、地積403㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号29番、七島字家裏（イエウラ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積314㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で200,000円の売買です。

受付番号30番、船居、地目は台帳・現況がともに田、地積3,503㎡、これを含めまして合計2筆で6,871㎡です。

譲受・譲渡理由は「農業生産法人設立」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で2,860,000円の売買です。

226ページになります。

受付番号31番、草水字豊ヶ爪（トヨガツメ）、地目は台帳・現況がともに田、地積802㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で300,000円の売買です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、「申請地に小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に「権利取得後の農業従事及び効率的な利用について」は、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また「地域との調和要件」については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、30番案件の譲受人は、新規参入であります。

先に、農業参入審査会を実施しておりますので、見尾田農地部会長から報告があります。

農地部会長  
（見尾田）

6番 見尾田です。それでは報告いたします。

申請者から提出いただいた新規参入に係る営農計画書に基づき、六役と本会事務局長及び阿賀野市農林課農林企画係長で、審査させていただきました。

申請者は、議案書の議案第1号30番案件 農地法による所有権移転の受け人、及び議案第4号125番案件 農業経営基盤強化促進法の利用権設定の受け人です。

それでは報告します。

申請者である法人は、阿賀野市で新設の農地所有適格法人で、新規参入の為、計画書の提出がありました。

新設法人、XXXXXXXXXXで構成員3名の株式会社であります。

農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の4要件を精査したところ、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件すべて規定を満たすものであり、新潟市農業協同組合代表理事組合長より営農収支に関する事項、地域との調和要件に関する事項、全部効率利用に関する事項、農業常時従事に関する事項すべての項目について、適当である旨の意見が付されております。

審査会は、法人が、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。

以上、報告を終わります。

皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

農業参入審査会報告が終わりました。

これから審議に入りますが、31番案件の譲受人は 私 であります。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、31番案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

- 委員 ( 「異議なし」 の声 )
- 議長 (小嶋) 異議がないようですので、議長を会長職務代理の14番 笠原 委員と交代し、退室いたします。
- 会長 退室 —
- 議長 交代 —
- 議長 (笠原) 会長職務代理の笠原です。  
31番案件につきまして、議長を務めさせていただきます。  
よろしくお願いいいたします。  
それでは、31番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいいたします。  
よろしいでしょうか。
- 委員 ( 「な し」 の声 )
- 議長 (笠原) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。31番案件について、原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。
- 委員 ( 「異議なし」 の声 )
- 議長 (笠原) 異議なしと認めます。したがって、31番案件は、原案のとおり承認  
することに決定いたしました。  
小嶋 会長の入室をお願いいたします。
- 会長 入室 —
- 議長 (笠原) 31番案件について、原案のとおり承認することで審議が終了しましたの  
で、ここで、議長を退任し、小嶋 会長と交代いたします。  
ありがとうございました。
- 議長 交代 —
- 議長 (小嶋) それでは、引き続き、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、  
審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいいたします。  
よろしいでしょうか。
- 委員 ( 「な し」 の声 )
- 議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり  
承認することにご異議ございませんか。
- 委員 ( 「異議なし」 の声 )
- 議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、先程の議事参与の案件以外の案件

について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局  
(長谷川)

227ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、説明いたします。

受付番号18番、申請人住所・氏名・経営面積・耕作人員は記載のとおりです。

土地の所在地が月崎字西間（ニシマ）、地目は田、地籍989㎡、これを含めまして合計10筆で4,998.13㎡です。

取得事由は耕作利便、債権者が阿賀野川土地改良区、売却基準価格は10筆で1,890,000円です。内容は阿賀野川土地改良区による公売で、令和3年12月8日に入札実施予定です。

農地法第3条第2項各号については、該当なしです。

場所につきましては、228・229ページをご覧ください。

京ヶ瀬地区 月崎集落と前山集落の間に位置している農用地区域内の農地です。

以上ですが、この議決を行う場合は、その後の事務処理の迅速化を図るため、農地等買受適格証明書の交付を受けたものが最高価買受申出人又は次順位 買受申出人となり売却の実施について、売却決定通知書を添付し第3条第1項に規定する許可に係る申請書を提出した場合においては、農業委員会の会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、第3条第1項の許可書を交付する旨の議決となります。

以上で議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、原案のとおり承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、原案のとおり承認し、証明書を交付することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局  
(長谷川)

議案書230ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

受付番号32番、賃貸借権設定による一時転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が下黒瀬字前川原（マエカワラ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が786㎡、これを含めまして合計2筆で1,803㎡です。

転用目的は南阿賀CO2EOR実証試験に係る現場事務所及び資材置場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年1月1日から令和6年8月31日まで、

農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、申請者が操業管理する南阿賀油田、南阿賀第一プラントにおいて、実証試験のための坑井掘削用地としてプラントの隣接地を、8月18日付けをもって一時転用許可を得たところですが、現場事務所は当初、既存プラント敷地内に設置する計画であったが、今般、計画変更に伴い現場事務所及び資材置場の確保の必要が生じたため、新たに当該地を賃借する一時転用申請するものです。

許可基準は、一時転用であり例外的に許可できるものであります。

場所につきましては、231・232ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区下黒瀬地内、国道49号線新横雲橋のたもと、阿賀野川の堤防横で申請者のプラントに隣接する田です。

233ページには更正図に申請地を太枠で囲んで掲載しております。

234ページには土地利用計画図を掲載しております。太枠で囲みである所が、この度の転用申請箇所です。2階建ての現場事務所を3棟設置します。右側は申請者の既存プラント敷地になります。図面の下側（南側）は8月に一時転用許可を得ている所になります。外周にはネットフェンスを設置します。排水の処理は、外周に側溝を設置し溜まった水はバキューム車で回収する計画です。

235ページは断面図です。土木シートを田面に敷き込み盛土し鉄板敷にする計画です。

続きまして、236ページになります。

受付番号33番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上蔵野、地目は台帳・現況ともに畑、地積が186㎡です。

転用目的は住宅敷地の拡張で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年12月10日から令和4年4月15日まで、農地区分につきましては、申請地は上蔵野集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は令和3年3月に隣地へ自宅を新築しましたが、以降、車両スペースの確保が難しい状況が続いているため、当該地を購入し自宅敷地を拡張してカーポートを建築するものです。

場所につきましては、237・238ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は、笹神地区 上蔵野集落の南側、上蔵野公会堂から南へ400m、土地改良区の揚水機場から東へ100m程に位置しております。

239ページの更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

240ページに土地利用計画図を掲載しております。東側は市道で、西側は用水路、北側は自宅のある宅地です。南側で道路と用水路が隣接する三角形の形状の土地です。妻の実家の敷地に住居を新築したが駐車スペースが不足しているため、隣接する申請地を購入して車が2台駐車できるカーポートを建築する計画です。

続きまして、241ページになります。

受付番号34番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目は台帳・現況がともに畑、地籍が275㎡です。転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年1月20日から令和4年5月10日まで、

農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種中高層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、アパートに居住しているが、子供が大きくなり手狭になったので、当該地を購入して住宅を新築するものです。

場所につきましては、242・243ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 下条町地内の住宅地の中に位置しております。

244ページには、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。申請地は図のように2筆、合計54.95㎡の宅地を含めて住宅を建築する計画です。

245ページは、土地利用計画図・排水計画図になります。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は道路側溝に流す計画です。

246から248ページは、平面図・立面図を掲載しております。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

32番案件について、11番 五十嵐 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員

（五十嵐）

11番 五十嵐です。

今ほどの、事務局の説明どおりであります。232ページの案内図ですが、このプラントの上下が田んぼになっておりまして、現地の説明者の話では、先ほども事務局の説明で言われましたけれども、雨水の排水にもものすご

く神経を使っているようで、周りの農地に影響が出ないように、定期的にバキュームカーで、排水路の清掃を行うということで、問題ないと見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、33番案件について、1番 曾我 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（曾我）

1番 曾我です。

236ページの受付番号33番案件でございます。

240ページをご覧ください。

駐車スペースのところは、現状、木の株が残っている状況でありますけれども、伐根し、それから整地してカーポートスペースを設置されるということで、見てまいりました。

また、用水路が流れておりまして、申請地の左側にある四角い柵みたいなものがありますけれども、その上に民家がありまして、そこへ行くための橋がその四角い柵みたいなものであります。

その民家自体は、現時点、空き家となっております、カーポートを作るうえでも、生活するうえでも問題ないということで見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、34番案件について、2番 渡辺 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（渡辺）

2番 渡辺です。

受付番号34番につきまして、現地確認の説明をいたします。

245ページをご覧ください。

申請地は細長い土地ですが、雨水は集めて道路脇の側溝に流し、生活雑排は、下水道の汚水柵に流します、問題ないと見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局  
（斎藤）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は、所有権移転、11件、17筆、20,725.00㎡、賃貸借権設定、123件、662筆、683,788.52㎡、農地中間管理権設定、85件、848筆、806,413.00㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

249ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者またはあっせん譲受等候補者名簿登載者です。

また、台帳現況地目については、いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より 受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、駒林字千刈、1,943㎡、10a当り700,000円の売買です。

2番、山口村新田字千刈 外2筆、3,431㎡、10a当り700,000円の売買です。

3番、上一分字谷地 外1筆、2,007㎡、10a当り500,000円の売買です。

4番、曾郷字大開、2,023㎡、5番案件と交換です。

5番、曾郷字中土居、2,023㎡、4番案件と交換です。

6番、駒林字諏訪原、995㎡、7番案件と交換です。

7番、駒林字諏訪原、1,024㎡、6番案件と交換です。

8番、新保字巾、316㎡、総額150,000円の売買です。

9番、山口字居浦、2,876㎡、総額2,050,000円の売買です。

10番、分田字天王原 外2筆、3,529㎡、10a当り530,000円の売買です。

11番、上江端字下上ノ山、558㎡、10a当り325,000円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

253ページをご覧ください。

5番、嶋瀬字六枚橋、外8筆、14,562㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

258ページ、11番、山口字居浦、外3筆、3,314㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

259ページ、12番、下条字中道、410㎡、10a当り コシヒカリ



90kgの設定です。

13番、下条字中道 外2筆、2,725㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

14番、下条字中道、1,027㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

16番、大野地字上野地 外1筆、2,029㎡、10a当り 22,400円の設定です。

18番、下黒瀬字古田 外1筆、1,437㎡、10a当り 25,000円の設定です。

261ページ、19番、山崎字上野地 外2筆、4,863㎡、10a当り 20,000円の設定です。

280ページ、40番、山寺字笹鼻 外2筆、1,283㎡、コシヒカリ総量120kgの設定です。

282ページ、43番、和島字十二池 外12筆、10,544㎡、10a当り 21,000円の設定です。

284ページ、44番、嘉瀬島字町道 外20筆、21,000㎡、10a当り 21,000円の設定です。

288ページ、47番、嘉瀬島字町道 外4筆、4,256㎡、10a当り 22,000円の設定です。

289ページ、48番、京ヶ島字古阿賀、813㎡、10a当り 18,000円の設定です。

49番、京ヶ島字古阿賀、294㎡、10a当り 18,000円の設定です。

51番、京ヶ島字古阿賀、270㎡、10a当り 18,000円の設定です。

52番、京ヶ島字古阿賀 外1筆、1,219㎡、10a当り 22,000円の設定です。

290ページ、54番、飯森杉字村前 外16筆、11,533㎡、10a当り 18,000円、22,000円の設定です。

295ページ、58番、京ヶ島字古阿賀 外4筆、2,278㎡、10a当り 18,000円、22,000円の設定です。

300ページ、66番、駒林字土居内 外17筆、22,880㎡、10a当り 25,000円の設定です。

304ページ、69番、湯沢字砂子沢、1,033㎡、10a当り 12,000円の設定です。

309ページ、83番、京ヶ島字居前、1,011㎡、10a当り 20,000円の設定です。

310ページ、87番、山口字下野地 外5筆、8,080㎡、10a当り 23,000円の設定です。

315ページ、99番、本明字家ノ前 外11筆、16,537㎡、10a当り 25,000円の設定です。

317ページ、104番、分田字天王原 外2筆、3,529㎡、10a当り 22,000円の設定です。

318ページ、105番、保田字下島、775㎡、10a当り 22,000円の設定です。

106番、保田字源四郎 外1筆、2,410㎡、10a当り 20,000円の設定です。

322ページ、116番、箸木免字巳の明 外4筆、3,996㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

117番、箸木免字前新田 外7筆、6,965㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

323ページ、118番、七島字羽手場 外2筆、1,828㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

324ページ、120番、堀越字箸木 外8筆、10,112㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

325ページ、121番、前山字鮫面、631㎡、10a当り コシヒカリ90kgの設定です。

327ページ、125番、法柳字大割 外2筆、4,382㎡、10a当り 23,000円の設定です。

続きまして、農地中間管理権設定の案件です。

328ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和3年12月11日から令和9年12月10日また令和13年12月10日の設定となっております。

また、契約の内容については、使用貸借、賃貸借では10a当り9,000円、10,000円、11,000円、12,000円、13,000円、14,000円、15,000円、23,900円の設定となっております。地籍も含め 読み上げは省略させていただきます。

それでは、328ページ1番から371ページ45番まで、勝屋集落地域集積関連の契約です。

勝屋字中野 外、448筆、311,765㎡。

続きまして、378ページ46番から410ページ68番まで、法柳新田・金淵乙集落地域集積関連の契約です。

金淵字上谷内 外303筆、352,718㎡。

412ページ、69番、下里字鉄道上 外9筆、5,568㎡。

413ページ、70番、駒林字千刈 外5筆、11,734㎡。71番、

駒林字千刈 外2筆、5, 564㎡。

414ページ、72番、駒林字千刈 外7筆、13, 988㎡。

415ページ、73番、下条字中田 外3筆、7, 891㎡。74番、駒林字大田 外3筆、6, 505㎡。

416ページ、75番、駒林字寺田 外3筆、6, 630㎡。76番、駒林字土居内 外6筆、8, 669㎡。

417ページ、77番、駒林字土居内、30㎡。78番、駒林字千刈、2, 740㎡。79番、駒林字大田 外6筆、11, 222㎡。

418ページ、80番、駒林字千刈 外4筆、7, 799㎡。81番、駒林字千刈 外4筆、6, 749㎡。

419ページ、82番、駒林字寺田 外10筆、19, 648㎡。

420ページ、83番、駒林字大田 外7筆、12, 159㎡。

421ページ、84番、駒林字千刈 外2筆、7, 728㎡。85番、金淵字居浦 外7筆、7, 306㎡。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、「基本構想に適合する」ものであること。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である「農用地のすべてを効率的に利用して、耕作、または、養畜の事業を行う」と認められること。

農作業に、「常時従事する」と認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的、かつ、安定的に農業経営を行う」と見込まれること。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、所有権移転の1番の譲受人は、18番 相馬委員であり、賃貸借権設定の53番及び84番の譲受人は、「分田三鼎会」で、13番 松田 委員が関係者であり、64番案件の譲受人は 私 であります。

同じく、賃貸借権設定の104番案件の譲受人は「米工房和」で、12番 遠山 委員が関係者であり、中間管理事業の54番及び55番の譲渡人は、14番 笠原 委員が関係者となっています。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議がないようですので、そのようにいたします。  
それでは、はじめに、所有権移転の1番案件を審議いたしますので、18番 相馬 委員の退室をお願いいたします。

— 18番 相馬 委員 退室 —

議長 (小嶋) 18番 相馬 委員が退室されましたので、所有権移転の1番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。所有権移転の1番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、所有権移転の1番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
18番 相馬 委員の入室をお願いいたします。

— 18番 相馬 委員 入室 —

議長 (小嶋) 18番 相馬 委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、賃貸借権設定の53番及び84番案件を審議いたしますので、13番 松田 委員の退室をお願いいたします。

— 13番 松田 委員 退室 —

議長 (小嶋) 13番 松田 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の53番及び84番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。賃貸借権設定の53番及び84番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長（小嶋） 異議なしと認めます。したがいまして、賃貸借権設定の53番及び84番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
13番 松田 委員の入室をお願いいたします。

— 13番 松田 委員 入室 —

議長（小嶋） 13番 松田 委員が着席されましたので、続けます。  
次は、賃貸借権設定の64番案件の審議となりますので、議長を会長職務代理の14番 笠原 委員と交代し、退室いたします。

— 会長 退室 —

— 議長 交代 —

議長（笠原） 会長職務代理の笠原です。  
賃貸借権設定の64番案件につきまして、議長を務めさせていただきます。  
よろしくをお願いいたします。  
それでは、賃貸借権設定の64番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（笠原） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。賃貸借権設定の64番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（笠原） 異議なしと認めます。したがいまして、賃貸借権設定の64番案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
小嶋 会長の入室をお願いいたします。

— 会長 入室 —

議長（笠原） 賃貸借権設定の64番案件について、原案のとおり承認することで審議が終了しましたので、ここで、議長を退任し、小嶋 会長と交代いたします。  
ありがとうございました。

— 議長 交代 —

議長（小嶋） それでは、引き続き、「議事参与の制限」に該当する案件を、審議いたします。  
続きまして、賃貸借権設定の104番案件を審議いたしますので、12番 遠山 委員の退室をお願いいたします。

— 12番 遠山 委員 退室 —

議長（小嶋） 12番 遠山 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の104番案件に

ついて、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。賃貸借権設定の104番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、賃貸借権設定の104番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
12番 遠山 委員の入室をお願いいたします。

— 12番 遠山 委員 入室 —

議長 (小嶋) 12番 遠山 委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、中間管理事業の54番及び55番案件を審議いたしますので、14番 笠原 委員の退室をお願いいたします。

— 14番 笠原 委員 退室 —

議長 (小嶋) 14番 笠原 委員が退室されましたので、中間管理事業の54番及び55番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。中間管理事業の54番及び55番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、中間管理事業の54番及び55番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
14番 笠原 委員の入室をお願いいたします。

— 14番 笠原 委員 入室 —

議長 (小嶋) 14番 笠原 委員が着席されましたので、続けます。  
次に、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。したがって、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第10 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局 423ページをご覧ください。

（長谷川）

議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について説明いたします。

受付番号166番として提出されましたがこれについて、農振農用地区域を農業用施設用地として変更することに問題が無いか、426ページのとおり3カ所ありますが、意見を求められておりますのでご審議願います。

なお、農業用施設用地への用途変更が承認されたのちには、転用許可申請が提出されると思われまます。

今日は、阿賀野農業振興地域整備計画の担当課であります農林課 北見農林企画係長から概要説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

以上で私からの説明を終わります。

議長（小嶋） ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 農林課 北見農林企画係長 —

議長（小嶋） それでは、引き続き、担当課の説明をお願いします。

農林課 北見農林企画係長、お願いします。

農林課 北見） この案件は、農業振興地域整備計画の変更にかかる意見照会として、3件の用途変更について意見を求めるものであります。

1件目は429ページから説明資料で事業計画者は[REDACTED]です。

転用しようとする土地は保田字上野林6736-1ほか1筆、面積1,448㎡で乾燥調製施設を建設するため用途変更を行うものです。

計画者は地域の担い手として営農を継続しておりますが、年々経営規模が拡大しており、乾燥調製施設の能力不足等により作業効率が悪化している状況があり、乾燥調製施設を新設し、更なる規模拡大に耐えうる体制強化を図

りたい。集落周辺の白地地域で用地の選定を検討しましたが、自社の既存施設の倉庫、ハウス、事務所は既にか所に集約されており、そこに隣接させることで、効率的な営農が実現できるためやむを得ず農用地区域内に計画することになったものです。

続きまして、2件目は437ページから説明資料で事業計画者は[ ]です。

転用しようとする土地は大室字大野地3817-1の1筆、面積710㎡で農産物の選別施設兼乾燥調製施設を建設するため用途変更を行うものです。

計画者は地域の担い手として営農を継続しておりますが、今後も経営規模が拡大する見込みであり後継者の[ ]は園芸に本格的に取り組んでいます。敷地内の作業所が手狭で作業効果が悪化しており、乾燥機の移設も必要な状況である。園芸選別施設兼乾燥調製施設を新たに設けることで更なる規模拡大に耐えうる体制強化を図りたい。集落周辺の白地地域で用地の選定を検討したが、集落へ与える粉塵や農作業の効率性を考慮した結果、やむをえず農用地区域内に計画したものです。

最後に3件目は443ページから説明資料で事業計画者は[ ]です。

転用しようとする土地は小島字川原341の1筆、面積865㎡で乾燥調製施設を建設するため用途変更を行うものです。

計画者は地域の担い手として営農を継続するため、令和3年新たに設立された法人です。今後も経営規模が拡大する見通しであり乾燥調製施設的能力不足するため、乾燥調製施設を新設し、更なる規模拡大に耐えうる体制強化を図りたい。集落周辺の白地地域で用地の選定を検討しましたが、自社の既存施設、農作業所、もみ殻庫、ハウス、事務所は既にか所に集約されており、そこに隣接させることで、効率的な営農が実現できるためやむを得ず農用地区域内に計画することになったものです。

以前に隣地を用途変更しましたが、同地番にはハウスが立っており、合わせ乾燥調製施設を建設するため用途変更を行います。

以上で議案第5号阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について、の説明を終わります

議長（小嶋）

ありがとうございました。

担当課の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

166番、保田字上野林の案件について、1番 曾我 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（曾我）

1番 曾我です。

11月24日に現地調査をしてまいりました。

担当者の説明どおりですけれども、経営規模拡大に伴う施設の増設ということで、現状、現地はきれいに整地されておりまして、図面からしますと、431ページ、432ページのとおりでございます。

現場を見る限り、ハウスや事務所1か所にあるということで、効率的な営農が実現できるうえで最適な場所であり、問題ないと見てまいりました。

以上です。



- 議長（小嶋） ありがとうございます。  
続きまして、大室字大野地の案件について、2番 渡辺 委員より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（渡辺） 2番 渡辺です。  
438ページをご覧ください。  
こちらの申請地は、盛土もされていなく、草も膝ぐらいまで伸びていますが、木は生えていなく管理はされていると思われま  
す。  
農作業場の建設とのことですが、問題ないと見てまいりました。  
以上です。
- 議長（小嶋） ありがとうございます。  
続きまして、小島字川原の案件について、11番 五十嵐 委員より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（五十嵐） 11番 五十嵐です。  
ただ今の、農林課の説明のどおりであります  
が、この度、新規参入で名前が上がった法人  
であります。  
448ページの土地利用計画図を見てもら  
いますと、ハウスと農業用作業場の間に  
乾燥調製施設を増設するという  
ことで、集約することで、効率的な  
作業もできるのではないかと見てまい  
りました。  
以上です。
- 議長（小嶋） ありがとうございます。  
現地確認報告が終わりました。  
これから審議に入ります。議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
- 委員 （「なし」の声）
- 議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、同意することで意見書を交付することにご異議ございませんか。
- 委員 （「異議なし」の声）
- 議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、同意することで意見書を交付することに決定いたしました。  
以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

－ 14時50分終了 －



会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年11月30日

議事録署名委員 1番 ㊟

議事録署名委員 2番 ㊟

議事録署名委員 3番 ㊟

議長  
農業委員会長 ㊟